

# 葛巻町農業委員会 第5回総会議事録

1 日 時 令和3年11月18日(木) 午後1時30分から午後2時00分

2 会 場 葛巻町役場 第4会議室

3 会議に付した議案

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地法第4条許可処分の取消しについて

報告第3号 農地法第5条許可処分の取消しについて

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第5号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 荒廃農地に係る非農地判断について

4 出席委員

① 深 澤 進                      ② 門 場 政 一                      ③ 藤 森 康 隆

④ 上 家 照 男                      ⑤ 川 崎 美由起                      ⑥ 久 保 淳

⑦ 落 宰 勝                      ⑨ 外 平 静 子

5 欠席委員

⑧ 星 野 順 子

6 議事録署名委員

② 門 場 政 一                      ③ 藤 森 康 隆

7 書記(農業委員会事務局)

松 浦 利 明 (事務局長)      松 尾 さゆり (主 幹)

事務局長 お疲れ様でございます。  
ただいまから、葛巻町農業委員会第5回総会を開催いたします。  
それでは会長より、あいさつを頂戴した後、議長となり議事を進めてもらいたいと思  
いますので、よろしくお願いします。

会 長 【あいさつ】  
ご苦労様です。  
今月10日に岩手県農業委員会大会が都南文化会館で開催されました。  
コロナ関係で人数制限がございまして、葛巻からは門場代理、川崎委員、久保委員、星  
野委員と私、そのほかに事務局から松浦事務局長、松尾主幹が参加しました。  
大会の初めに各種農業委員の表彰がありまして、年金の推進部門で川崎美由起さんが今  
回表彰になりました。それに伴いまして葛巻町農業委員会も一緒に表彰されています。  
それから8月に退任されました藤岡さんも永年勤続農業委員で表彰されています。  
そのほかにも農業委員の活動部門とか、農業新聞活動部門もございまして。  
ぜひ来年は皆さん、どの部門でも個人表彰を受けられるように頑張ってくださいと思  
います。  
それから農業新聞につきまして、農業会議の方から推進と全委員から購読していただき  
たい要請がございまして、ご協力よろしくお願いします。

議 長 【開 会】  
それでは、総会に入ります。  
ただ今から、葛巻町農業委員会第5回総会を開会いたします。  
本日の出席委員は9名中8名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。  
なお、8番星野委員から欠席の申し出がありましたので報告いたします。  
本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

議 長 《日程第 1》  
日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。  
議事録署名委員は、2番門場会長職務代理者、3番藤森委員のお二人を指名いたします。  
また、会議書記は、事務局職員の松浦事務局長と松尾主幹を指名いたします。

議 長 《日程第 2》  
次に、日程第2「会期の決定」を行います。  
会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】  
異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

議 長 《日程第 3》  
次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

議 長 【主幹 挙手】  
松尾主幹。  
はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容	出 席 者
10月26日 (火)	農地集積・集約化推進会議 (役場 オンライン会議)	松尾主幹
11月3日 (水)	第67回葛巻町ホルスタイン共進会・第11回葛巻町 和牛共進会 (くずまき高原牧場 チャレンジハウス)	各委員 事務局長
11月4日 (木)	農地中間管理機構との売買契約締結 (役場 農業委員会事務局)	岩手県農業公社職員 事務局職員
11月9日 (火)	女性の農業委員会初任者委員のための研修会 (盛岡市 エスポワールいわて)	外平委員
11月10日 (水)	岩手県農業委員会大会 (盛岡市 キャラホール)	深澤会長 門場会長職務代理者 川崎委員 久保委員 星野委員 松浦事務局長 松尾主幹
11月12日 (金)	農業委員会事務局ミーティング (役場 農業委員会事務局)	事務局職員
11月12日 (金)	現地確認調査 (町 内)	川崎委員 久保委員 松浦事務局長 吉田係長

以上でございます。

議長 ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**

議長 ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

**《日程第4》**

議長 次に日程第4「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

**【主幹 挙手】**

議長 松尾主幹。

議案書は1ページをご覧ください。

議長 農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理しましたので、ご報告いたします。

相続登記が完了したことにより届出があったものです。

地目、面積等は記載のとおりです。

なお、受理通知書につきましては、それぞれ11月15日に送らせていただいております。

議 長 す。  
以上でございます。  
この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を5番 川崎委員に  
お願いします。

議 長 **【5番 川崎委員 挙手】**

議 長 川崎委員。  
5 番 現地確認結果を報告します。  
1番の土地は、5筆すべてが、牧草地として利用されておりました。  
2番の土地は、8筆のうち、条件の悪い田1筆、畑3筆が利用されておりましたが、  
それ以外の4筆は、牧草地として利用されておりました。  
以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。  
ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

**《日程第5・6》**

議 長 次に日程第5「報告第2号 農地法第4条の許可処分取消しについて」であ  
りますが、この案件は報告第3号と同じ申請人で事業内容も同一であることから、報  
告第2号と3号を一括で提案いたします。  
事務局より議案の説明を求めます。

議 長 **【主幹 挙手】**

議 長 松尾主幹。  
主 幹 議案書は2ページと3ページをご覧ください。  
この案件は、●●●地区の●●●●●さんが、令和2年10月15日付けで牛舎等建築  
のため、農地法第4条と第5条の許可を受けたものですが、諸事情により牛舎等の建  
築をしないことになったため、許可を取消したものです。

議 長 11月12日に川崎委員と久保委員とともに、農地の状況を確認しております。  
なお、地区担当の市村推進委員からは、特に意見等がない旨、報告を受けておりま  
すので併せて申し添えます。  
以上でございます。

議 長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を6番 久保委員に  
お願いします。

議 長 **【6番 久保委員 挙手】**

議 長 久保委員。  
6 番 現地確認結果を報告します。  
申請のあった農地は、牛舎が建てられるよう平になっており、一部にロールが置か  
れておりました。  
以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 **【「なし」の声】**

議 長 ないようですので、以上で報告第2号と第3号を終了いたします。

**《日程第7》**

議 長 次に日程第7「報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に  
ついて」を議題に供します。  
事務局より議案の説明を求めます。

議 長 **【主幹 挙手】**

議 長 松尾主幹。  
主 幹 議案書は4ページをご覧ください。



**【主幹 挙手】**  
 議 長 松尾主幹。  
 主 幹 議案書は6ページをご覧ください。  
 今月の農地法第3条の許可申請は1件でございます。  
 譲渡人は、●●●●●●の●●●●●●さんと、●●第●●地割字●●●の田畑2筆  
 3,070㎡を、●●●地区の●●●●●●さんへ有償移転するものです。  
 調査書は10ページをご覧ください。  
 申請地の位置図は11ページをご覧ください。  
 牛舎等建築予定地だったところを農地に戻したうえで、売買するものです。  
 なお、地区担当の市村推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けております  
 ので、併せて申し添えます。  
 以上でございます。  
 この事案は現地確認が行われておりますが、報告第3号で説明した場所と同じであ  
 るため、省略いたします。  
 議 長 以上で説明が終わりました。  
 これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。  
**【「なし」の声】**  
 議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
**【「異議なし」の声】**  
 議 長 異議なしと認め、採決に移ります。  
 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めること  
 について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。  
**【挙手全員】**  
 議 長 挙手全員です。  
 よって議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求め  
 ることについて」を原案のとおり承認することに決定いたします。  
  
**《日程第10》**  
 議 長 次に日程第10「議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画  
 の決定について」を議題に供します。  
 この案件は、座席番号2番の門場会長職務代理者が利用権を受ける当事者となります  
 ので、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、退席をお願  
 いいたします。  
**【2番 門場会長職務代理者 退席】**  
 議 長 事務局より議案の説明を求めます。  
**【主幹 挙手】**  
 議 長 松尾主幹。  
 主 幹 議案書は13ページをご覧ください。  
 「所有権移転分」について、ご説明いたします。  
 岩手県農業公社所有の●●字●●の田2筆、合計4,447㎡を●●地区の●●●●●●さ  
 んへ売買するものです。  
 利用目的、売買価格等はお目通しください。





この案件は、座席番号20番の端坂推進委員が利用権を受ける当事者となりますので、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、退席をお願いいたします。

**【20番 端坂推進委員 退席】**

議長 事務局より議案の説明を求めます。

**【主幹 挙手】**

議長 松尾主幹。

主幹 議案書は15ページをご覧ください。

「利用権貸借分」について、ご説明いたします。

●●市の亡き●●●●さんの相続人代表●●●●さん所有の田1筆1,920㎡を、●●地区の●●●●さんと使用貸借するものです。新規の案件となります。

利用目的や期間など詳細や面積などについては、それぞれ、お目どおしいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議長 挙手全員です。

よって議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。

端坂推進委員は入室してください。

**【20番 端坂推進委員 入室】**

**《日程第13》**

議長 次に日程第13「議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

**【主幹 挙手】**

議長 松尾主幹。

主幹 議案書は16ページをご覧ください。

「利用権貸借分」について、ご説明いたします。

●●市の●●●●さん所有の田畑9筆16,003㎡を、●●地区の●●●●さんと賃貸借するものです。

再設定の案件となります。

利用目的や期間、賃借料などについては、それぞれ、お目どおしいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議長 議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

議長 よって議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。

《日程第14》

議長 次に日程第14「議案第6号 荒廃農地に係る非農地判断について」を議題に供します。

議長 事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。

主幹 議案書は17ページから21ページまでをご覧ください。

主幹 農地・非農地の判断について、今年7月20日に実施した農地法第30条に基づく町内農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールにより、調査した農地のうち再生利用が困難な農地について、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」第3の1（3）のウ及び第4に基づき判定していただくものでございます。

主幹 1筆ごとの状況及び写真については、先月の総会終了後、その他の部分で一度ご説明しておりますので省略させていただきます。

主幹 委員の方々へ、意見等がある場合は10月末までに事務局へ連絡をいただくことをお願いしておりましたが、特に意見等の連絡はございませんでしたので、本年度の非農地判断につきましては、全部で53筆 対象者数は29件、面積109,847.52㎡となります。

議長 以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。

議長 これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議長 議案第6号「荒廃農地に係る非農地判断について」は53筆全てを「非農地」と判断することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

議長 よって議案第6号「荒廃農地に係る非農地判断について」は53筆全てを「非農地」と判断することに決定いたします。

議 長 以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第5回総会を閉会  
いたします

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、  
ここに署名する。

令和3年12月15日

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_